○東北地方整備局告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月六日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域　　図面縦覧場所

一般国道　四十七号　　山形県東田川郡庄内町余目新田字堰下二九番一から同町跡字殿腰二四九番まで　　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

〃　〃　　酒田市大町字上割一五〇番四から同市東町二丁目二番五まで　　〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月十三日

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十三号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村山市大字本飯田字中島一七一一番一五地内	前	一一六・三〇～四〇・〇〇メートル	〇・〇三一一キロメートル
	後	一一六・三〇～一一七・〇〇メートル	〇・〇三一一キロメートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十一第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月六日から二週間東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
山形県東田川郡庄内町常万字向田一七番五から酒田市新堀字前岡三九〇番一まで	一五・〇〇～一一五・〇〇メートル	五・七一一〇キロメートル

四　指定する期日　平成三十年三月六日

○沖縄総合事務局告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続きが保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年三月六日

沖縄総合事務局長　能登　靖

第1　起業者の名称　沖縄県

第2　事業の種類　県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　沖縄県石垣市字平得平得、字真栄里東原、字真栄里田原、字真栄里上原、字大浜田原、字大浜南後原、字大浜フルスト、字大浜カンド原、字大浜浦原、字大浜西浦原、字大浜大道原、字大浜ヨナタ原、字宮良高山原、字宮良ナーバカ原、字宮良神田原、字宮良山崎、字宮良牧中、字白保与那原、字白保登武野、字盛山南ウロン、字盛山牧那真及び字盛山盛山地内

2　使用の部分　沖縄県石垣市字大浜大道原及び字宮良高山原地内

第4　事業の認定をした理由

申請にかかる事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県石垣市字平得平得地内の平得交差点から同市字盛山盛山地内までの全長8.88kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道石垣空港線道路改築事業並びに県道、市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3項に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法が適用される道路に関する事業に該当する。

さらに、本件事業の施行により遮断される県道、石垣市道及び石垣市又は石垣島土地改良区が管理する農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第1号及び第5号に掲げる地方公共団体が設置する道路及び農業用道路に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道石垣空港線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、石垣市字平得平得地内の平得交差点を起点とし、旧石垣空港跡地内を縦断後、北東へほぼ直進し、途中、一般県道大浜富野線及び石垣市道等と交差する外、石垣島土地改良区内を通過し、終点付近で県管理（指定区間外）である一般国道390号と交差のうえ、同市字白保地内の「新石垣空港」（以下、「新空港」という。）に至る地点を終点とする延長9.37kmの新設道路で、石垣市街地（以下「市街地」という。）及び市街地内に位置する石垣港と、新空港のアクセス強化等を目的としている。

新空港開港以前に運用されていた旧空港は、市街地に隣接する同市字真栄里地内に位置し、平得交差点から北に約1kmにあって、市街地及び石垣港からの交通の利便性は良好であったが、新空港は石垣島のほぼ東端、白保集落の北に位置しているため、市街地及び石垣港（730交差点）からの当該距離は約15kmに及んでおり、移動距離及び移動時間が増大している。

また、石垣港は重要港湾に指定され、石垣港と周辺離島（竹富町・与那国町）、九州及び沖縄本島等を結ぶ八重山圏域の拠点であり、地元住民をはじめ多くの観光客等に利用されており、飛行機で石垣島に来島した観光客のほとんどが、石垣港経由で竹富町等の島々を訪れている。